

印刷製本請書

年 月 日 (電話)		要求課		職氏名		課		グループ		
帳票名		数量		枚部冊セット		校正 要 () 回 <input type="checkbox"/> 不要		納入期限		
規格		種類		分納 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		納入場所				
<input type="checkbox"/> A () 判 <input type="checkbox"/> B () 判 <input type="checkbox"/> 封筒() 号		<input type="checkbox"/> 連続帳票用紙 (ヨコ インチ × タテ インチ)		<input type="checkbox"/> 規格外 (ヨコ × タテ)						
区分	紙質(kg)	再生紙	紙色	印刷色	印刷面	ミシ線	裏カーボン	ノーカーボン	発色	減感有
1枚目		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2枚目		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3枚目		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4枚目		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
表紙		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
封筒		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 窓	<input type="checkbox"/> タック ()	<input type="checkbox"/> カスタマバーコード		
綴穴		仕上げ		特記事項						
<input type="checkbox"/> 綴穴要(穴)		<input type="checkbox"/> ばら <input type="checkbox"/> のり綴 場所		<input type="checkbox"/> 公印刷込						
場所 ()		<input type="checkbox"/> 折(折) <input type="checkbox"/> 針金綴 ()		<input type="checkbox"/> 連続番号						
		<input type="checkbox"/> 筋入(本) <input type="checkbox"/> セットのり		<input type="checkbox"/> コーナーカット						

収入
印紙

(あて先) 八戸市長

令和 年 月 日

受注者

印

八戸市財務規則(昭和54年規則第1号)を承諾の上、次の金額及び受注条件をもって市の指示どおり履行することをお請けいたします。

契約金額 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額 円)

契約保証金 免除

支払期限日 納入検査合格後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内

(受注条件)

- 納入期限までに納入しないときは、納入期限の翌日から、納入の日までの期間日数に応じ、契約金額(既納部分に係るものを除く。)につき契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額(その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときはその全額又は端数を切り捨てる。)の損害金を徴収する。
- 発注者は、受注者が以下のいずれかに該当した場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。
①正当な理由なく納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき
②7の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき
- 契約を解除した場合は契約金額(既納部分に係るものを除く。)の10分の1に相当する違約金を徴収する。
- 発注者に生じた損害の額が違約金の額を超えるときは、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 納入するときは、納品書と完成印刷物1部を契約検査課物品調達グループに提出すること。
- 契約代金の支払時期は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号)によるものとする。
- 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 受注者は、この契約の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、その内容等によりやむを得ずこの契約の一部(主要部分以外)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。